平成２１年（フ）第２１５３７号
埼玉県八潮市緑町２丁目８－２－211
債務者　渡邉　弘史
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５４２号
千葉県八街市八街ほ371－21－203
債務者　御園　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５４６号
神奈川県川崎市川崎区元木２丁目３－17－Ａ－101
債務者　冠城まさ子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５５２号
茨城県土浦市西真鍋町９－11－101
債務者　藤井　礼子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５５８号
東京都豊島区巣鴨５丁目40－４－102
債務者　中野渡拓嗣
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５５９号
東京都東久留米市大門町２丁目11－１－506
債務者　秦　　輝夫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５６０号
東京都八王子市東中野８－10－501
債務者　安東　平次
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５６１号
東京都八王子市東中野８－10－501
債務者　安東　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５６７号
東京都江戸川区瑞江１丁目８－10－102
債務者　廣瀬　利男
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５６８号
栃木県真岡市寺内1223－１
債務者　高橋　正臣
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５７３号
東京都立川市曙町１丁目32－42－２－1201
債務者　竹田亜紀子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５７４号
埼玉県さいたま市南区文蔵１丁目22－２－Ａ202
債務者　菊地沙耶花
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５７５号
東京都板橋区大山町39－10－402
債務者　有坂　真紀
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５７６号
東京都中央区勝どき２丁目15－１－305
債務者　野口　　淳
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５７７号
東京都福生市大字熊川1143－１－23－208
債務者　保科　朝子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５７９号
東京都練馬区南大泉３丁目20－５　サンハイツ橋本第３マンション203
債務者　上田　順二
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部